

防火管理が義務付けられている防火対象物

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分			選任を要する収容人員
(1)項	イ	劇場、映画館等	30人以上
	ロ	公会堂、集会場	
(2)項	イ	キャバレー、カフェー	
	ロ	遊技場、ダンスホール	
	ハ	風俗関連店舗	
	ニ	カラオケボックス等	
(3)項	イ	待合、料理店	
	ロ	飲食店	
(4)項		物品販売店舗	
(5)項	イ	旅館、ホテル	
	ロ	共同住宅、寄宿舎	
(6)項	イ	病院、診療所	30人以上
	ロ	社会福祉施設(避難困難施設)	10人以上
	ハ	その他の社会福祉施設	30人以上
	ニ	幼稚園、特別支援学校	
(7)項		学校	50人以上
(8)項		図書館、博物館	
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	30人以上
	ロ	公衆浴場	
(10)項		停車場	50人以上
(11)項		神社、寺院、教会	
(12)項	イ	工場、作業場	
	ロ	スタジオ	
(13)項	イ	車庫、駐車場	
	ロ	航空機格納庫	
(14)項		倉庫	
(15)項		事務所等	
(16)項	イ	複合用途(特定用途含む)	30人以上 ((6)項ロが含まれる場合は10人以上)
	ロ	複合用途(非特定用途のみ)	50人以上
(16の2)項		地下街	30人以上 ((6)項ロが含まれる場合は10人以上)
(17)項		文化財	50人以上

※ イ は、「特定用途」を示し、これ以外は、「非特定用途」となります。